

食品の期限表示に関する御意見の募集結果について

平成22年7月9日
消費者庁

消費者庁では、平成22年3月24日から平成22年4月23日までの期間、食品の期限表示について、国民の皆様から御意見を募集したところです。

本件につきまして、135件の御意見が寄せられ、その結果を取りまとめたので、公表いたします。

なお、頂いた御意見については、問題点を整理し、運用の改善や効果的な周知方法を検討することとしております。

問い合わせ先：消費者庁食品表示課
江島、中田
TEL：03-3507-9221

食品の期限表示に関する御意見募集結果について

平成22年7月9日
消費者庁食品表示課

標記の件について、平成22年3月24日から平成22年4月23日までの間、消費者庁ホームページを通じて、御意見を募集したところ、135件の御意見が寄せられました。頂戴した御意見について下記のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。なお、御意見につきましては、今後の期限表示の検討に際して、参考とさせていただきます。御協力ありがとうございました。

記

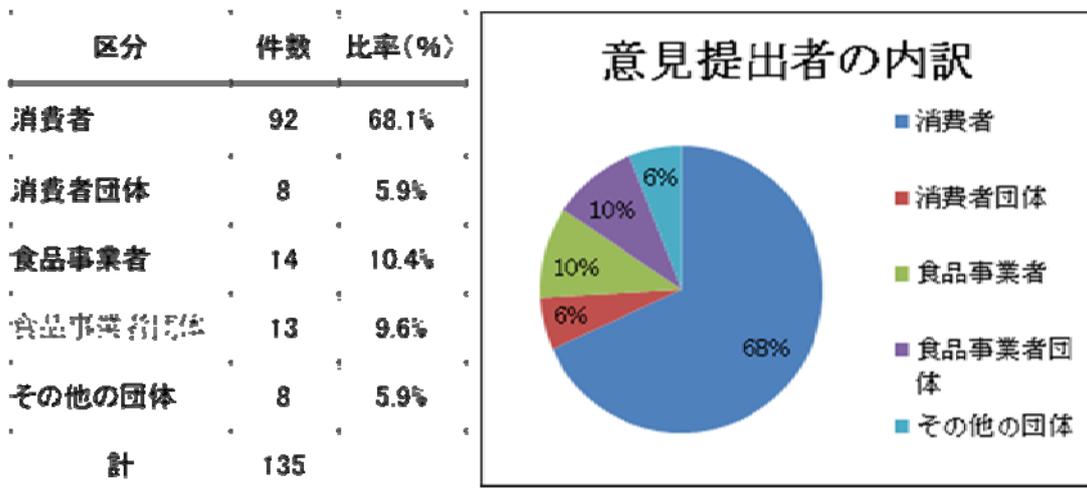
1 意見公募期間及び提出方法

- (1) 意見公募期間 平成22年3月24日から平成22年4月23日
- (2) 意見提出方法 郵送、FAX又は電子メール

2 意見募集の結果

全件数 135件

意見提出者の内訳



3 主な御意見

別紙のとおり。

(1) 期限の設定根拠や起算日について

(全般)

設定根拠が曖昧なので、誰でも分かるように期限表示の基準を設定し、公開に努めて欲しい。(その他の団体)

設定根拠について監視・確認をする制度が必要。(消費者)

科学的根拠の考え方、試験方法、日数設定の起算日の考え方など一定の共通ルールは必要。(消費者団体)

使用する原材料、加工方法、保存方法、包装資材の種類により期限設定の根拠(試験方法、試験期間、データの分析方法、安全係数等)や起算日が異なるのは当然で一律の取り決めが困難。(食品事業者団体)

期限表示の責任は製造者等が負うものであり問題が発生した場合は然るべき対応をとることとされているため、根拠を明示しなくとも信頼に値する。(食品事業者)

(製造年月日表示について)

製造年月日表示の方が購入時の目安になり、新鮮なものを求める消費者の希望に合っている。(消費者)

消費者の購入後の管理状態は必ずしも同じではないので、製造年月日も同時に記載して欲しい。(消費者)

期限表示の言葉が普及しているのに、さらに製造年月日を求めるのは、二重表記の混乱を生むだけである(外国製食品には製造年月日が見当たらないので、日本も合わせるべきである)。(食品事業者団体)

製造年月日表示については慎重な検討が必要。(消費者の過度な鮮度志向を助長し、食品廃棄を増大させる。過度に厳しい日付管理による事業者の深夜・早朝操業、返品廃棄を招く。CODEXとの整合性がとれず、食料の安定供給に支障を来し、非関税障壁との批判を招きかねない。)(その他の団体)

(2) 制度の周知について

(全般)

制度の周知徹底については、消費者基本法、消費者基本計画の規定により、国が主体的に任を果たすべき。(食品事業者)

期限表示制度の普及啓発・周知徹底はまだ不十分。(食品事業者団体)

期限日を重視する傾向があるので、決められた保存方法での、未開封時の期限であることを啓発すべき。(食品事業者団体)

「開封後はお早めに」との表記が分かりにくいので、具体的に何日が記載して欲しい。(消費者)

周知にあたって、平易な文章を用いる、クイズ形式にする等の工夫が必要ではないか。(食

品事業者)

(消費期限と賞味期限について)

消費期限と賞味期限の違いが分かりにくく混同している人がいるので、どちらかに統一するか併記すべき。(消費者)

賞味期限が食べられなくなる期限と誤認されているため、メーカーや販売者が食品の大量廃棄を余儀なくされている。(食品事業者)

廃棄削減のためにも消費期限と賞味期限の違いを啓発すべき。(食品事業者団体)

賞味期限は、「食べられない状態」についての情報提供があると良い(変色、腐敗臭等)。(消費者団体)

消費期限の後には「迄」をつけ、賞味期限のあとに「頃」を付けると良い。(消費者)

賞味期限については「おいしく召し上がる期間」等の追加表示をしてはどうか。(食品事業者)

微生物学的リスクから消費期限と賞味期限に分けるのは科学的事実であり、消費者に分かりにくいからといって変更をするのは消費者の利益にならない。消費者への正しい情報の周知と事業者への正しい運用の徹底が重要で、ルールの変更は不要。(食品事業者)

(3) 期限の貼り替えについて

近年期限表示の根拠無き延長や設定根拠が曖昧な事例が報道されて消費者の信頼を失っているため、事業者に対し倫理意識の向上を希望する。(消費者団体)

偽装、貼り替えが多いことから、期限表示違反者には厳しい罰則を科すべき。(消費者)

用途変更に伴い科学的根拠に基づいて設定された期限が結果的に変更されることは当然である。(食品事業者団体)

新たな客観的情報を得て期限を延ばすことは正当な行為と考える。(その他の団体)

(4) 個包装への表示について

(個包装への表示は必要)

外装を捨ててしまうと表示がなくなるので個包装にも表示を希望する。(消費者団体)

数个パックで売られているものに個別表示をすれば廃棄削減に効果がある。(消費者)

全てを短時間で消費しないと考えられる商品は、個別包装にも期限表示があると便利。(消費者団体)

(個包装への表示は不要)

個包装への表示が結果として消費者のコスト負担増になるのではないか。(消費者、食品事業者、その他の団体)

外装を捨ててしまうのではなく、情報を確認するために保管するという意識付けも必要。(消費者)

期限表示は外装を含めた全体として開封前の品質保持期間であり、外装を開封した後の個包装の品質保持期間ではないので、消費者に誤解を与え、事業者の責任問題にもなり

かねない。(食品事業者団体)

(その他)

個包装への表示は、食品製造事業者の自主的な取組を推奨する方向で行うことが適切。
(食品事業者団体)

(5) その他

(表示方法や表示場所について)

表示が小さく(薄く)てわかりにくい。(消費者)

文字が多すぎて読みにくいものがある。表示は最低限にすべき。(消費者)

枠外表示の場合、記載場所がわかりにくいので統一できないか。(消費者)

記載箇所・記載方法などその商品の性能にあった複数の表示方法の確立が必要。(食品事業者)

(個別の食品の期限表示について)

期限表示が省略できるアイスやアルコール等は不安。(消費者)

期限表示の目的は衛生管理であるので、加工食品ばかりでなく生鮮食品についても鮮度が分かる表示が欲しい(収穫日、輸入日、水揚げ日等)。(食品事業者)

卵については、産卵日と賞味期限の併記にすべき。(消費者)

卵については「生食期限」等、生食の場合の期限であることが分かる用語に変更してはどうか。(その他の団体)

サプリメントには「有効期間」の表示が必要と考える。(消費者)

(その他)

作為的な違反だけでなく不慮のミスにより回収された中身に問題の無い商品まで廃棄されるのは環境問題上おかしい。米国のようにリスクをランク分けし行政として企業に対応指示すべき。(消費者)

賞味期限の長期化、無表示化により食品廃棄を減らせる(保存方法を明確化する、より精密な実証実験をした上で期限を決めることにより長期化は可能)。(消費者)

過度の鮮度重視の見直し、「もったいない」の考え方を普及啓発し、鮮度・安心に偏った取引慣行の是正すべき。(食品事業者団体)

期限を過ぎたものでも廉価で販売するなどのガイドを行政に作成して欲しい。(食品事業者)

表示には限界があるので表示を過信することなく喫食時に五感で判断することの重要性を周知すべき。(消費者)